

大府市違反簡易広告物除却活動制度の概要

以下の点を十分ご理解の上、参加をご検討されるようお願いいたします。

【目的】

この制度は、地域の景観を維持し安全な街にするため、屋外広告物法および愛知県屋外広告物条例の規程に基づき、道路上の違反広告物（貼り紙）を市民の皆さんにも身近な場所で除却していただけるよう、市が除却活動団体として認定し、除却活動を行なっていただく制度です。

【資格】

大府市に在住、在勤又は通学の方であれば、どなたでも除却活動員になれます。

ただし、除却活動員になろうとする方3名以上（代表者は20歳以上であること）で構成する除却活動団体として、市の認定を受ける必要があります。

活動にあたっては安全を考慮し、2名以上（うち1名は20歳以上であること）で活動していただきます。

違反簡易広告物除却活動は、一定の用件のもと、相手方に通告することなく路上の違反広告物を除却することが出来る制度です。従って、除却ができるもの、できないものを明確に判断できる知識を身につけていただくために、必ず講習会を受講していただきます。

【注意事項】

この制度による活動は、皆さんの自発的な意思によって行なわれるボランティア活動です。そのため、自己の責任範囲内の活動を第一として、無理のない範囲以内での活動のご検討をお願いします。

無報酬での活動となります。ただし、活動に必要な物品（ヘラ、ゴミ袋など）の貸し出しと、活動中の万一の事故に備え、市において「ふれあい保険制度」に加入していただきます。（活動が、法人等の業務の一環とされる場合は保険加入の対象となりません）

除却活動には、原則として市の職員の立会いはありません。